

# 札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成29年 3月31日

市長 決 裁

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この要綱において、「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とは、2人が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

## (宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

## (宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップの宣誓書(様式第1号)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の住民票及び独身を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓書は、市民文化局男女共同参画室において受領するものとする。
- 5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(受領証の交付)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、第10条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。

(通称名の使用)

第9条 性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

(宣誓書の保存)

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第8条の規定に基づき受領証の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。